

今こそ変えるぞ！ 再審法

第6回 再審請求審において検察官が代表すべき「公益」とは

再審法改正実現本部 委員 奥 国範 (54 期)

1 無辜の救済は「公益」

検察官は、刑事について「公益の代表者」として、「裁判所に法の正当な適用を請求」するなどの事務を行うことが求められている（検察庁法4条）。

最高検察庁は、2010年4月1日の「いわゆる足利事件における捜査・公判活動の問題点等について」において「無実の者を処罰することは決してあってはならないことであって、今回の重大な事態を招いたことはまことに遺憾と言わざるを得ない。」と表明し、いわゆる厚労省元局長無罪事件を契機として設置された検察の在り方検討会議による2011年3月31日の提言では「検察官は、『公益の代表者』として、有罪判決の獲得のみを目的とすることなく、公正な裁判の実現に努めなければならない。」と述べられている。検察官の責務は、被疑者・被告人を訴追し、有罪を獲得することではなく、「公益」のために公正な刑事裁判を実現することなのである。

そして、再審請求審は、通常審とは異なり職権主義が採用されており、再審手続を主導するのは裁判所である。現行刑訴法では不利益再審が禁止され、再審手続は、無辜の救済のための制度として明確に位置づけられている。かかる手続において、検察官が代表すべき「公益」とは、有罪立証の方針に拘泥することではなく、裁判所による公正な裁判の実現に協力することなのである。

2 再審請求審における検察官の活動の実態

では、これまでの数々の再審請求審において、検察官は、「公益の代表者」としての責務を果たしてきたのであろうか。

(1) 証拠開示の問題

無辜の救済のためには、捜査機関が保管する証拠の開示は極めて重要である。「公益の代表者」たる検察官は、再審請求審において証拠開示に積極的に協力すべき立場にある。しかし、再審請求審における検

官の活動の実態は、「法的根拠がない」等として証拠開示に極めて消極的である。

例えば、飯塚事件第2次再審請求では、裁判所が警察からの送致文書リストの開示を書面で勧告したが、検察官は「裁判所にそのような勧告をする権限はない」旨主張して開示を拒否している。また、裁判所の証拠開示の勧告に対して、当初は「不存在」「不見当」と回答していたが、後日、当該証拠の存在が明らかになり開示された事例は、袴田事件、大崎事件、日野町事件、湖東事件、マルヨ無線事件、名張事件など枚挙に暇がない。

(2) 検察官の不服申立の問題

再審開始の決定がなされれば、無辜の救済のために速やかに再審公判を開始すべきである。検察官は、請求人が無罪ではないと考えるのであれば、再審公判において有罪の主張立証をすればよいのである。しかし、現実には、再審開始決定に対する検察官の不服申立が繰り返され、再審事件の長期化をもたらしている。

これまでに再審開始決定がなされた19件の日弁連支援事件のうち、検察官は17件について不服申立を行っている。そのうち13件は最終的に再審開始決定が確定している（なお、1件は再審請求手続が係属中であり、2件は現在、改めて再審請求の準備中である）。検察官の不服申立のために、最初の再審開始決定から再審公判の開始まで、袴田事件では約9年7ヶ月、福井女子中学生殺人事件では約12年3ヶ月を要している。

3 再審法改正の必要性

このように再審請求審における検察官の活動の実態は、無辜の救済という再審請求審において公正な手続を実現すべき「公益の代表者」としての地位から著しくかけ離れている。再審請求審における検察官の活動を運用変更だけで適正化することは期待できないのであって、①証拠開示の制度化、②検察官の不服申立の禁止を柱とする再審法の改正が必要不可欠である。